

脳血管障害患者の 転倒リスクアセスメントの手引き

<評価基準>

- ①錐体路紹介：脳障害に起因する麻痺（いわゆる麻痺）がある場合「あり」と判断する
- ②入棟までの転倒歴：発症後、当該病棟に入院するまでの間に転倒歴があれば「あり」と判断する
- ③視野・視力障害：視覚受容器や伝導路の損傷による視覚的にものを認識する働きに制限のある状態であり半側空間無視も含む。
- ④感覚障害：全ての感覚障害の有無。
- ⑤尿失禁：失禁のタイプに関わらず、失禁の有無で判断する。
- ⑥中枢神経作用薬：薬剤の分類に関わらず、主治医が判断する。
- ⑦移動手段：日常での主な移動手段。
- ⑧入棟時痴呆指数：痴呆が疑われる患者に対し改定長谷川式簡易痴呆テスト（HDS）または、Mini Mental State Examination（MMSE）を実施しその点数により判断する。